



新 座 市

屋 外 広 告 物 条 例

の し お り



新 座 市

はじめに

私たちの住む街や郊外道路沿いなどには、ポスターや立看板、広告塔や広告板など大小を問わず多種多様な屋外広告物が出されています。

優れたデザインやセンスのある屋外広告物は身近な情報源として有益であるとともに、街に賑わいをもたらしたりもしますが、その反面で無秩序、無制限に出されると広告としての本来の役割を果たさないばかりか、自然や街のもつ美しさを著しく損なうことになります。

また、その設置や管理が適切に行われないと、落下や倒壊によって思わぬ災害を招くこともあります。

新座市では、屋外広告物法及び新座市屋外広告物条例に基づき屋外広告物について必要な規制を行っています。この「しおり」は新座市内で屋外広告物を出す場合のルール及び手続きについて理解していただくことを目的として作成したものです。

なお、市外に設置される場合は、各県土整備事務所又は市町村までお問合せください。

目次

●屋外広告物とその規制	1
●屋外広告物を出してよい場所・いけない場所	4
禁止地域とは？	5
許可地域とは？	6
禁止物件とは？	6
●許可の基準	7
一般広告物の基準	8
その他の屋外広告物の基準	10
適用除外の屋外広告物	12
自家広告物の基準	13
●許可の手続きと手数料	15
●その他の注意事項	17
●各種申請等に係る必要書類一覧	19

屋外広告物とその規制

屋外広告物とは…

屋外広告物とは、常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立看板、広告塔、広告板などをいいます。

建物などの外側に表示される文字やシンボルマーク、商標、写真、絵画、彫刻などが対象となります。なお、営利目的かどうかは問いません。したがって、住宅の表札なども屋外広告物に含まれます。

次のようなものは屋外広告物には含みません。

- 街頭で配付されるチラシなど
- 野球場・遊園地内などで、その構内に入る特定の者のみを対象とするもの
- 単に光を発するもの（サーチライト・文字のない単一色の板への照明）
- 音響広告

屋外広告物の規制…

- ① 良好な景観の形成と風致（自然のもつ美しさ）の維持
 - 良好な景観の形成
地域の自然、歴史、文化など人々の生活、経済活動との調和により形成されるもの
 - 風致の維持
樹林地、水辺地などの自然的要素に富んだ土地（水面も含む）における良好な自然的景観、自然美
- ② 公衆に対する危害の防止
 - 屋外広告物の倒壊等による直接的危害
 - 見通しの不良や信号機、道路標識等の妨害による間接的危害
の2つの観点から規制を行っています。
具体的には、広告物と広告物を掲出する物件（以下「屋外広告物」と総称します。）の大きさ、高さ、数量、光源の点滅やそれらの維持管理などについて規制しています。

■ 自家広告物と一般広告物 ■

● 自家広告物

自家広告物とは、自己の事業所等の建物やその敷地に、自己の氏名や名称、事業内容などを表示するものをいいます。借地であったとしても、その土地（建物）で、事業所として使用し、事業内容を示すものであれば自家広告物となります。

その逆に、土地所有権を有していても実際の事業に供していなければ、自家広告物には該当しません。

自家広告物の基準……13・14ページ参照

● 一般広告物

一般広告物とは、他人の土地又は建物を利用（借用）して、広告を表示するものをいいます。

■ すべての屋外広告物について共通する事項 ■

次に該当する広告物は出すことが禁止されています。（「禁止広告物」といいます。）

◎ 禁止広告物

- ① 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機若しくは道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

これらに該当する屋外広告物は、これを表示・設置又は管理している者は、直ちに除却（撤去すること）等を行わなければなりません。

◎ 共通基準

- ① 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること
- ② 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと
- ③ 裏面及び側面が本市の良好な景観を損なわないものであること
- ④ 道路上に突き出している部分の光源が点滅していないこと

掲出物件の色彩基準

掲出物件とは、広告を表示するための物件のことをいい、サインポール、広告板、広告塔であれば、表示面を支える「柱」部分をいいます。

新座市では、掲出物件についての色彩を日本産業規格色番（マンセル値）による彩度を制限しています。基準は次のとおりです。

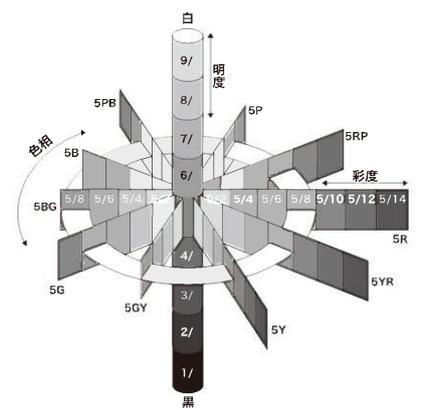
用途地域など	使用できる色の基準
市街化調整区域(市長が指定する区域)	(1)色相がR又はYRの場合は彩度5以下 (2)色相がYの場合は彩度4以下
第1種低層住居専用地域	
第2種低層住居専用地域	
市街化調整区域(市長が指定する区域を除く)	
第1種中高層住居専用地域	
第2種中高層住居専用地域	
第1種住居地域	
第2種住居地域	
準住居地域	
準工業地域	色相がR、YR又はYの場合は彩度6以下
工業地域	
近隣商業地域	
商業地域	

上記以外の色相（GY、G、BG、B、PB、P、RP）の場合は彩度3以下
備考 2以上の用途地域等にわたって設置される掲出物件については、過半が属する用途地域の基準によることとします。

マンセル値とは

色彩を正確かつ客観的に表す表現方法で日本産業規格にも採用されている尺度です。

- **色相**…いろあいをアルファベットで表します。
10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。
- **明度**…明るさを0から10までの数値で表します。
暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。
- **彩度**…鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。
色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は14程度です。
- **マンセル記号**…色相、明度、彩度の組み合わせによる記号です。
上記の3つの属性を組み合わせ、色彩を表記する記号です。
有彩色は、10YR6.5/2.0のように、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、無彩色は、N4.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記します。



10YR 6.5 / 2.0
色相=色合い 明度=明るさ 彩度=鮮やかさ
10ファイアール 6.5 の 2.0

N 4.0
無彩色 明度=明るさ
エヌ 4.0

マンセル表色系による色彩の表し方(例)

屋外広告物を出してよい場所・いけない場所

良好な景観の形成と風致の維持と公衆への危害の防止のため、特定の地域や場所では屋外広告物を出すことを禁止し（「禁止地域」といいます。）、それ以外の地域や場所は許可を受けて屋外広告物を出す（「許可地域」といいます。）ことになっています。

また、禁止地域や許可地域に係わらず、信号機や街路樹など屋外広告物を出してはいけない物件（「禁止物件」といいます。）も定めています。

新座市屋外広告物条例

- 禁止地域 → 一般広告物は出せない地域
- 禁止物件 → 広告物を出してはいけない物件
- 許可地域 → 広告物を出すのに新座市の許可が必要な地域

●適用除外

上記のように屋外広告物を出すには制約がありますが、個人の住宅の表札や商店などが店に出す看板など、私たちが日常生活を営む上で必要最小限なものについては、広範囲に例外を認めています。（これを「適用除外」といいます。）

適用除外となる屋外広告物については、禁止地域、許可地域あるいは禁止物件に関する規制が緩和されます。

適用除外……12ページ参照

区 分	禁止地域	許可地域
自家広告物	一定基準までは許可不要で出すことができます。 許可を受けると基準が緩和等されます。	左に同じ
一般広告物	出すことはできません。 (一部の例外あり)	許可を受ければ一定基準まで 出すことができます。

禁止地域とは？

景勝地や美しい街並みや沿道など、特に良好な景観形成への配慮や風致の維持を必要とする地域や場所、あるいは都市公園や学校など屋外広告物を出すことが好ましくない所などを「禁止地域」としています。

禁止地域では、一般広告物は出せません。

新座市では、次の地域、場所が禁止地域として指定されています。

- 1 市街化調整区域（市長が指定する区域）、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区

※市長が指定する区域→平林寺境内林の境界から100m以内の区域

- 2 文化財保護法、埼玉県文化財保護条例、新座市文化財保護条例により指定された建造物とその周囲100m以内の地域や史跡、名勝、天然記念物として指定等された地域。

○平林寺境内林

○平林寺 惣門、三門、仏殿、中門
（周囲100m以内の地域を含む）

○野火止用水

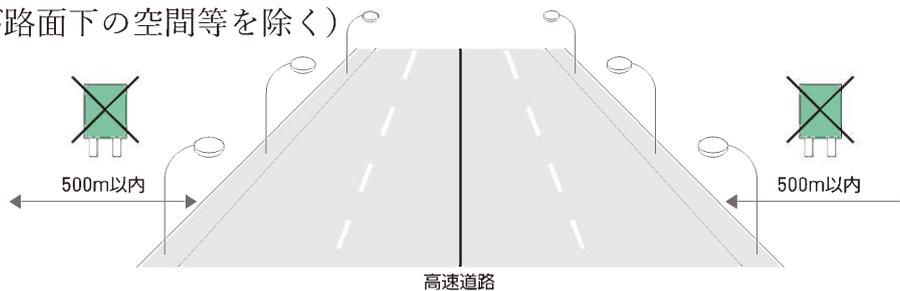
○普光明寺 山門

（周囲100m以内の地域を含む、ただし市街化区域を除く）

- 3 平林寺近郊緑地保全区域、平林寺近郊緑地特別保全地区

- 4 関越自動車道、東日本旅客鉄道、東武鉄道、西武鉄道の全区間（駅舎も含む）

- 5 関越自動車道の全区間の路端から両側500m以内の区域（当該道路から展望できない区域及び路面下の空間等を除く）



- 6 都市公園、児童遊園、市民憩いの森、準公園、保全緑地

- 7 野火止用水付近の地域（市長が指定する区域）

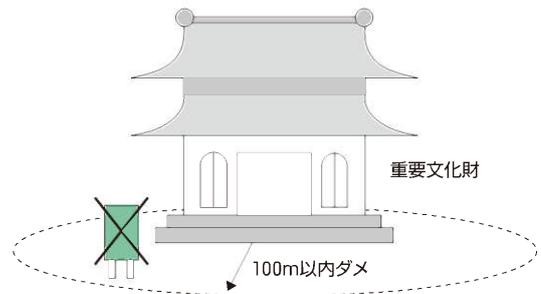
※市長が指定する区域→市街化調整区域で、かつ、別図1から別図3までに示す区域

- 8 新座駅前南口交通広場、新座駅北口駅前広場、志木駅南口駅前広場

- 9 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、公衆便所の建物とその敷地

- 10 延床面積200m²以上の博物館、美術館、病院とその敷地

- 11 社寺、教会、火葬場の建物とその敷地



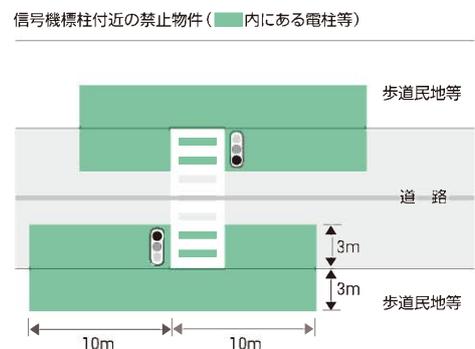
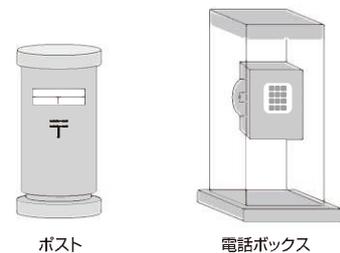
許可地域とは？

新座市の許可を受けなければ屋外広告物を出せない地域です。市内の禁止地域を除くすべての地域が許可地域となっています。

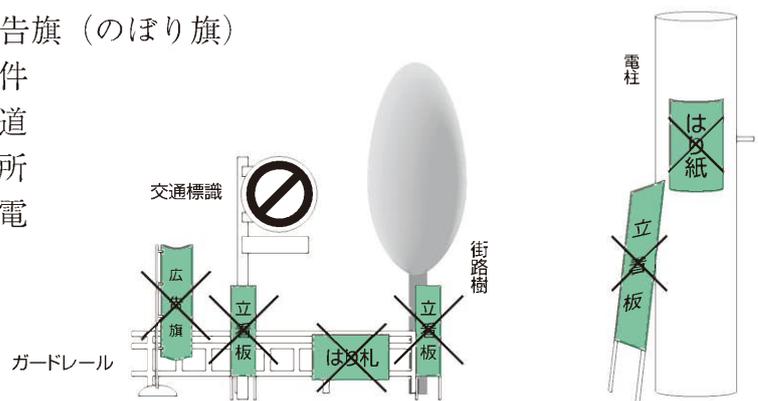
禁止物件とは？

屋外広告物を出すことにより良好な景観形成の妨げとなったり、風致を害したり、あるいはその物件が本来持っている機能や効用を害することになる物件は屋外広告物を出してはいけない「禁止物件」としています。

- すべての広告物の表示又は設置を禁止する物件
 - (1) 橋(歩道橋を含む)、トンネル、高架構造物、分離帯
 - (2) 石垣、擁壁
 - (3) 街路樹、路傍樹
 - (4) 記念碑、形像
 - (5) 郵便ポスト、信書便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
 - (6) 信号機が設置された標柱の下端から道路に沿って前後10mまでの地点の両側3m以内にある電柱、街灯柱、その他電柱に類するもの
 - (7) 信号機、道路標識、歩道柵(ガードレール等)、駒止め、里程標
 - (8) 火の見やぐら
 - (9) 送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔
 - (10) 煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンク



- はり紙、はり札、立看板、広告旗(のぼり旗)のみ表示又は設置を禁止する物件
新座市内の国道、県道、市道の全区間及びこれに面する場所にある電柱、街灯柱、その他電柱に類するもの

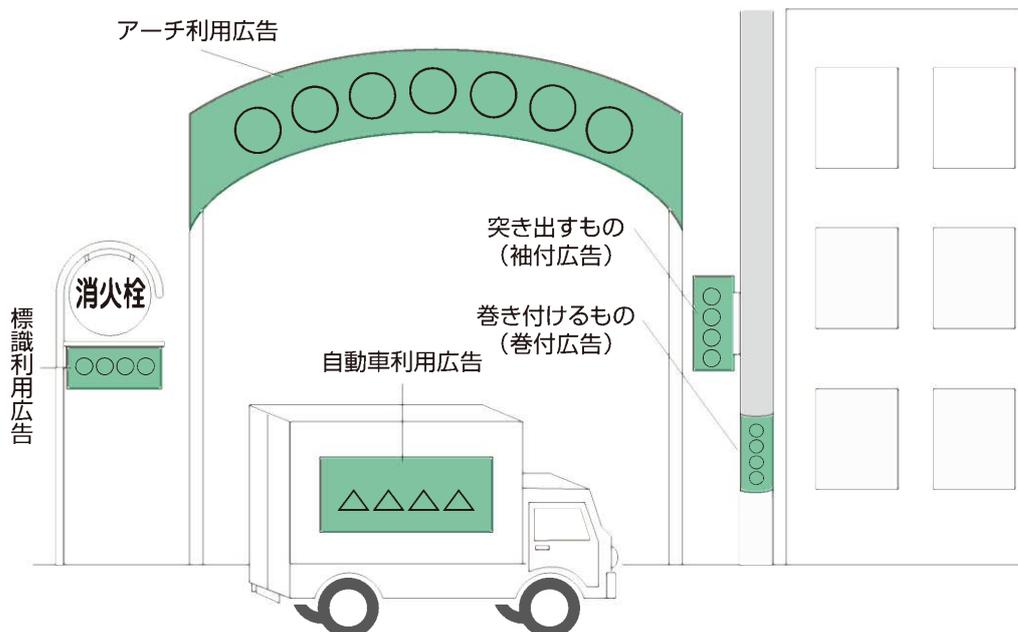
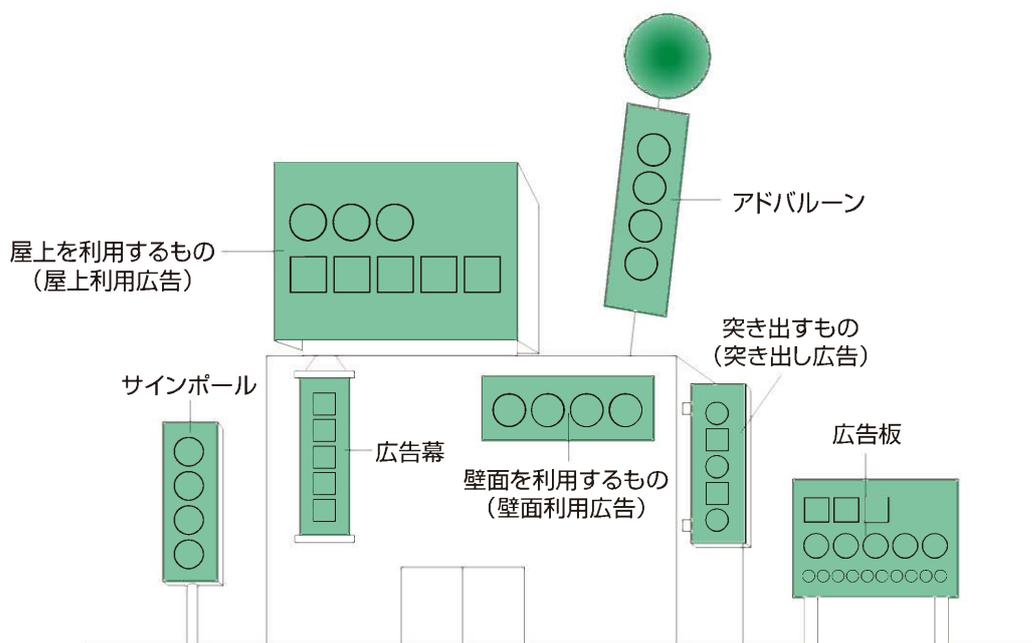


許可の基準

新座市では屋外広告物とその種類と掲出方法によって次のように分類して、それぞれに基準を設けています。

なお、ここで説明する基準は「一般広告物」に関するものですが、広告物の面積や高さなどの計算方法は、自家広告物も同じです。

屋外広告物の種類



一般広告物の基準

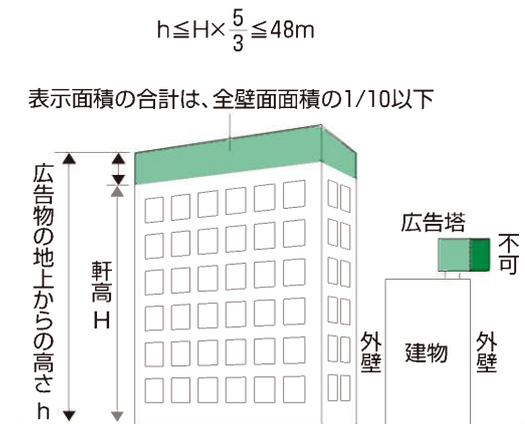
1. 建物を利用して出す広告物の基準

建物の屋上や壁面を利用して出す屋外広告物の基準は、出す場所によって次のとおりです。

① 屋上を利用するもの(屋上利用広告)……建物の屋上に出す屋外広告物です。

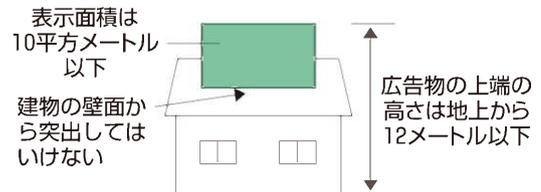
基準

1. 表示面積の合計は建物の全壁面面積の10分の1以下であること。ただし、10分の1が10㎡に満たない場合は10㎡以下であること。
2. 広告物の上端の高さは地上から軒高の3分の5以下で、かつ、48m以下であること。ただし、3分の5が12mに満たない場合は12m以下であること。
3. 光源を有する場合は点滅しないこと。
4. 建物の壁面から突き出していないこと。



なお、木造建築物の場合は右図のとおりです。

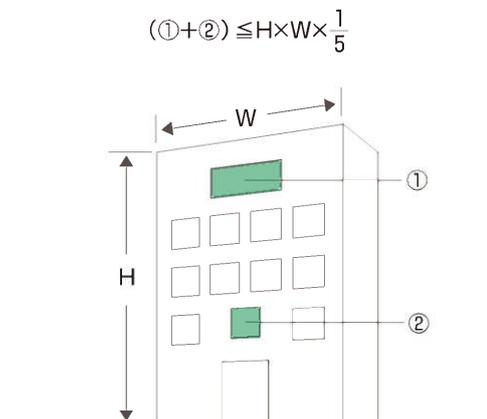
木造建築物を利用する場合



② 壁面を利用するもの(壁面利用広告)……建物の壁面に平行して出す屋外広告物です。

基準

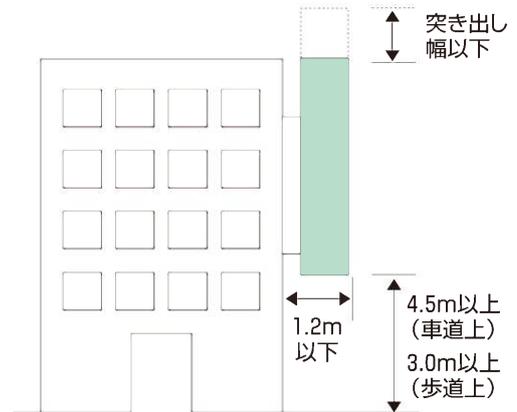
1. 表示面積は広告物を出す壁面の面積の5分の1以下であること。
2. 同一の壁面に複数の広告物(自家広告物を含む)を出す場合は、その合計が1の表示面積の基準以下であること。
3. 光源を有する場合、軒高を超える部分は点滅しないこと。
4. 3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと。
5. 光源の点滅を伴う場合は、広告物を出す壁面の面積の10分の1以下であること。



③ 突き出すもの(突き出し広告)……建物壁面から突き出す屋外広告物です。

基準

1. 壁面からの突き出し幅は、1.2 m以下であること。
2. 上端の高さが軒高を超える場合は、突き出し幅以下であること。
3. 光源の点滅を伴う場合、その部分の面積は表示面積の2分の1以下であること。
4. 道路上に突き出す場合は、下端の高さが歩道上にあっては路面から3 m以上、車道上にあっては路面から4.5 m以上であること。
5. 道路上に突き出す部分は点滅しないこと。



※ 道路上に突き出す場合は道路法の占用許可も受けなければなりません。

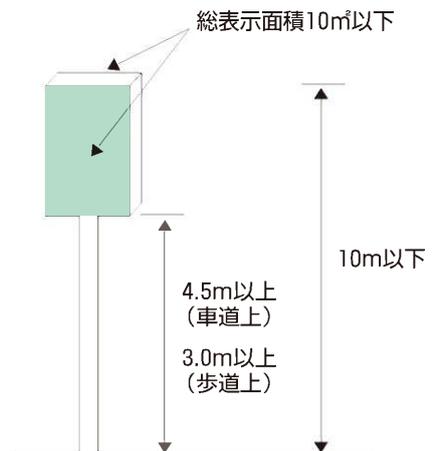
2. 建物から独立して出す広告物の基準

建物から独立して出す屋外広告物のうち広告板、広告塔、サインポールの基準は次のとおりです。

※サインポールとは、広告板、広告塔のうち一本の柱で設置されているものをいいます。

基準

1. 総表示面積は10 m²以下であること。
表裏2面以上に表示する場合は、各面の面積の合計が10 m²以下であること。
2. 上端の高さは、地上から10 m以下であること。
3. 道路上に突き出す場合は、下端の高さが歩道上にあっては路面から3 m以上、車道上にあっては路面から4.5 m以上であること。
4. 道路上に突き出す部分は点滅しないこと。



※ 道路上に出す場合は道路法の占用許可も受けなければなりません。

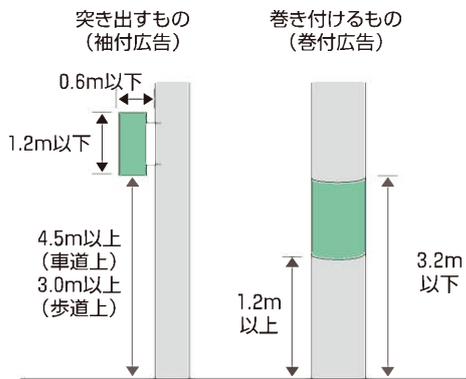
その他の屋外広告物の基準

広告物の種類		許可の基準	
電柱、街灯柱 等利用広告	突き出すもの (袖付広告)	縦・出幅	1.2m以下×0.6m以下
		路面から下端までの高さ	歩道上:3m以上 車道上:4.5m以上
		その他	車道寄りの歩道部分に位置する電柱等を利用する場合は、歩道の中央部分に向けて突き出すこと
	巻き付けるもの (巻付広告)	上端の高さ	地上から3.2m以下
		下端の高さ	地上から1.2m以上
標識利用広告	表示面積	0.5㎡以下/面	
アーチ利用広告※	アーチ部分	路面から上端までの高さ	歩道上:5.5m以下 車道上:7.5m以下
		路面から下端までの高さ	歩道上:3.5m以上 車道上:5m以上
	支柱部分	上端までの高さ	地上から3m以下
		下端までの高さ	地上から1.2m以上
自動車利用広告	広告宣伝用自動車	(広告宣伝用自動車であること)	
	広告宣伝用自動車以外	各側部1㎡以下 後部0.3㎡以下	
バス停等上屋利用広告	表示面積	2㎡以下/面	
掛看板	表示面積	2㎡以下	
	路面から下端までの高さ	歩道上:3m以上 車道上:4.5m以上	
広告幕	長さ・幅	15m以下×1.2m以下	
	路面から下端までの高さ	5m以上	
アドバルーン※	気球の大きさ	直径3m以下	
	広告幕の長さ	15m以下×1.5m以下	
	上端の高さ	地上から45m以下	
はり紙	表示面積	1㎡以下	
はり札	表示面積	1㎡以下	
	その他	表示者の連絡先を明示すること	
広告旗	縦・横	1.8m以下×0.6m以下	
	高さ	3m以下	
	その他	道路上に突き出していないこと 表示者の連絡先を明示すること	
立看板	縦(脚部を含む)・横	1.8m以下×0.6m以下	
	その他	表示者の連絡先を明示すること	

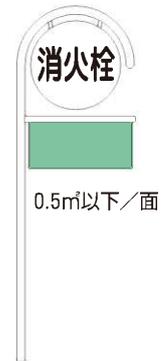
※ アーチ利用広告・アドバルーンで光源を有する場合は点滅しないこと

その他の広告物とは？

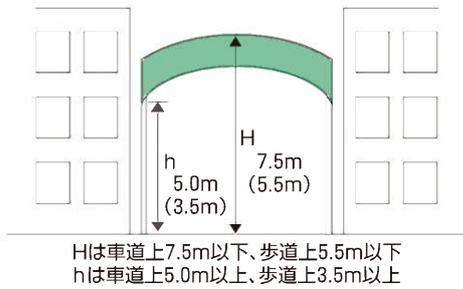
■電柱・街灯柱等利用広告



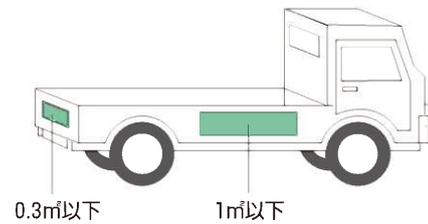
■標識利用広告



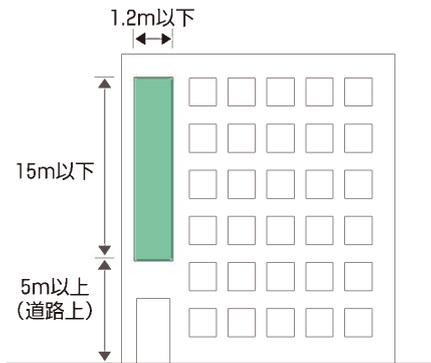
■アーチ利用広告



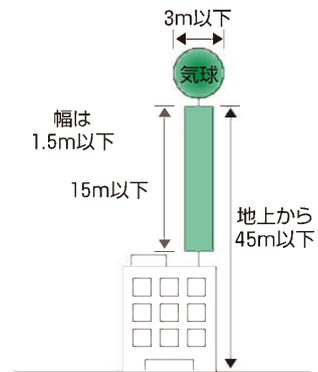
■自動車利用広告



■広告幕



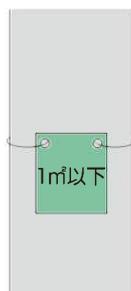
■アドバルーン



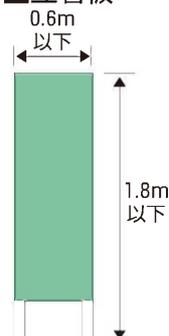
■はり紙



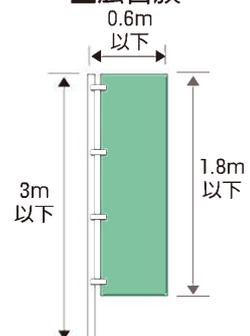
■はり札



■立看板



■広告旗



適用除外の屋外広告物

適用除外の屋外広告物の種類とその内容、そして禁止地域などでの取り扱いは次のとおりです。

広告物の区分		内 容	禁止地域	禁止物件	はのほのほの禁止物件	許可不要	適用除外となる条件
法令の規定により表示する広告物		建築基準法、道路法、その他の法令の規定に基づき表示するもの	○	○	○	○	
選挙運動のために表示する広告物		公職選挙法による選挙期間中に同法の規定に基づき表示するもの	○	○	○	○	
国、地方公共団体等が表示する広告物		国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの	○	○	○	○	市長への協議が必要なものがある
寄贈者名を表示するための広告物		公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもの	○	○	○	○	表示面積の1/20以下で、かつ0.5㎡以下
自家広告物		自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に、自己の氏名、名称、店名、若しくは商標又は自己の事業若しくは営業内容を表示するもの	※	×	×	※	※ 次ページの基準表による
	禁止物件の場合		×	△	×	×	石垣、擁壁→5㎡以下 送電塔、展望塔、ガスタンク等→15㎡以下
管理用広告物		自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの	○	×	×	○	表示面積:2㎡以下/個
	禁止物件の場合		×	○	○	×	
冠婚葬祭用の広告物		冠婚葬祭、祭礼のために一時的に表示するもの	○	×	○	○	
催しもの用の広告物		講演会等のためその会場の敷地内に表示するもの	○	×	×	○	
案内用の広告物		公共目的又は公衆の利便に供する目的のために表示する道標、案内図板など	○	×	×	×	表示面積:10㎡以下
自動車利用広告	タクシーに表示する広告物	タクシーに他者の広告物を表示するもの	○	—	—	○	表示面積は各側部1㎡以下、後部3.0㎡以下
	バスに表示する広告物	路線バスや貸切バスに他者の広告物を表示するもの	○	—	—	○	表示面積:底部を除く3/10以下(窓、ドア等のガラス面は不可)
	乗用車又は貨物自動車に表示する広告物	乗用車又は貨物自動車に、自己の氏名、店名、会社名等及び商標、商品名等のみを表示するもの	○	—	—	○	面積規定なし
人、動物、車輛（自動車を除く）、船舶に表示する広告物		人、動物、車輛（自動車を除く）、船舶に表示するもの	○	×	—	○	
公共掲示板に表示する広告物		地方公共団体が設置する公共掲示板に、許可を得て表示するもの	○	—	—	○	
営利を目的としない立看板等		政治、労働、宗教等の営利を目的としない活動のための、はり紙、はり札、立看板、広告旗	×	×	○	×	●表示面積等は はり紙、はり札→1㎡以下 立看板→縦1.8m以下、横0.6m以下 広告旗→縦1.8m以下、横0.6m以下で、高さ3m以下 ※道路上に突き出さないこと ●表示の始期と終期を明記。はり札、広告旗及び立看板は、表示者の氏名、住所も明示 ●表示期間は15日以内。
工事現場の仮囲いに表示する広告物		宣伝目的とせず、周囲の景観に調和した絵、又は写真	○	×	—	○	工事施工者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合で仮囲いの平面積の1/20以下
ガスタンクなどに表示する広告物			×	○	—	×	

自家広告物の基準（1）

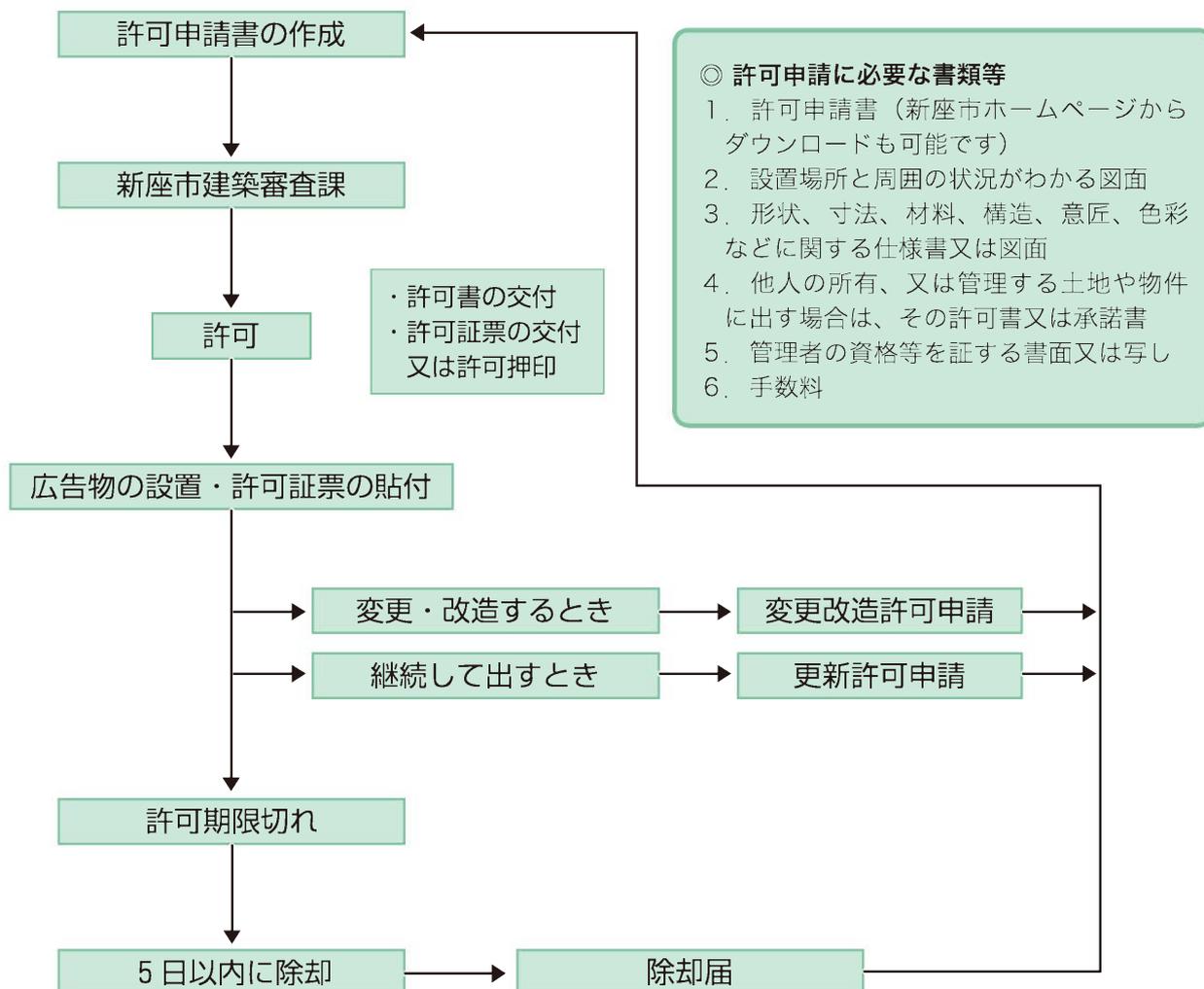
		禁止地域内での基準		
		許可不要で出せる	許可を得れば出せる	
建物を利用して出す広告物	屋上（屋上利用広告） （屋上を利用するもの）	表示面積	5㎡以下	全壁面面積の1/10以下。ただし、1/10が10㎡未満の場合は10㎡以下（木造建造物の場合は10㎡以下）
		広告物の上端の高さ	地上から10m以下で広告物自体の高さは2m以下	地上からの高さが軒高の5/3以下で、かつ48m以下。ただし、5/3が12m未満の場合は12m以下（木造建造物の場合は12m以下）
		光源の点滅面積等	点滅しないこと	点滅しないこと
		その他	壁面から突き出していないこと	壁面から突き出していないこと
	壁面（壁面利用広告） （壁面を利用するもの）	表示面積	5㎡以下	10㎡以下
		広告物の上端の高さ	軒高以下	軒高以下
		光源の点滅面積等	5㎡以下	5㎡以下
		その他	3階以上の階にある窓等をふさがないこと	3階以上の階にある窓等をふさがないこと
	突き出し（突き出し広告） （突き出すもの）	表示面積	3㎡以下	6㎡以下
		広告物の上端の高さ	軒高以下	軒高を越える場合は、突き出し幅以下とすること
		広告物の下端の高さ	—	歩道上→3.0m以上 車道上→4.5m以上
		壁面からの突き出し幅	1m以下	1.2m以下
		光源の点滅面積	3㎡以下	3㎡以下
		その他	道路上に突き出していないこと	—
	建物から独立して出す広告物	サインポール	表示面積	2㎡以下
広告物の上端の高さ			地上から7m以下	地上から10m以下
広告物の下端の高さ			—	歩道上→3.0m以上 車道上→4.5m以上
設置本数			1本	2本以下
光源の点滅面積等			2㎡以下	2㎡以下
広告板		表示面積	5㎡以下	10㎡以下
		広告物の上端の高さ	地上から4m以下	地上から5m以下
		設置個数	1個	1個
		光源の点滅面積等	5㎡以下	5㎡以下
		その他	道路上に突き出していないこと	—
広告塔		表示面積	5㎡以下	10㎡以下
		広告物の上端の高さ	地上から4m以下	地上から5m以下
		設置個数	1個	1個
		光源の点滅面積等	5㎡以下	5㎡以下
		その他	道路上に突き出していないこと	—
広告幕	広告物の長さ	10m以下	15m以下	
	広告物の幅	1m以下	1.2m以下	
広告旗	表示面積等	縦1.8m以下×横0.6m以下	2㎡以下	
	広告物の上端の高さ	3m以下	3m以下	
	その他	道路上に突き出していないこと	道路上に突き出していないこと	
掛看板	表示面積	1㎡以下	2㎡以下	

自家広告物の基準 (2)

		許可地域内での基準				
		許可不要で出せる	許可を得れば出せる			
建物を利用して出す広告物	(屋上利用広告) 屋上を利用するもの	表示面積	全壁面面積の1/10以下。ただし、1/10が10㎡未満の場合は10㎡以下（木造建造物の場合は10㎡以下）	/		
		広告物の上端の高さ	地上からの高さが軒高の5/3以下で、かつ48m以下。ただし、5/3が12m未満の場合は12m以下（木造建造物の場合は12m以下）			
		光源の点滅面積等 その他	点滅しないこと 壁面から突き出していないこと			
	(壁面利用広告) 壁面を利用するもの	表示面積	1壁面につき、その壁面面積の1/5以下		/	
		広告物の上端の高さ	点滅する部分は軒高以下			
		光源の点滅面積等 その他	1壁面につき、その壁面面積の1/10以下 3階以上の階にある窓等をふさがないこと			
	(突き出し広告) 突き出すもの	表示面積	—			—
		広告物の上端の高さ	軒高を越える場合は、突き出し幅以下とすること			軒高を越える場合は、突き出し幅以下とすること
		広告物の下端の高さ	—			歩道上→3.0m以上 車道上→4.5m以上
		壁面からの突き出し幅	1.2m以下			1.2m以下
		光源の点滅面積等	表示面積の1/2以下			表示面積の1/2以下
		その他	道路上に突き出していないこと			—
建物から独立して出す広告物	サインポール	表示面積	10㎡以下	60㎡以下		
		広告物の上端の高さ	地上から10m以下	地上から10m以下		
		広告物の下端の高さ	—	歩道上→3.0m以上 車道上→4.5m以上		
		設置本数	2本以下	—		
		光源の点滅面積等	10㎡以下	40㎡以下（一面20㎡以下）ただし、信号機の設置された柱の下端から道路に沿って前後10mの区間に設置する場合は、道路から3m以上後退すること		
	広告板	表示面積	10㎡以下	60㎡以下		
		広告物の上端の高さ	地上から5m以下	地上から10m以下		
		設置個数	1個	—		
		光源の点滅面積等	10㎡以下	40㎡以下（一面20㎡以下）ただし、信号機の設置された柱の下端から道路に沿って前後10mの区間に設置する場合は、道路から3m以上後退すること		
		その他	道路上に突き出していないこと	—		
	広告塔	表示面積	10㎡以下	60㎡以下		
		広告物の上端の高さ	地上から5m以下	地上から10m以下		
		設置個数	1個	—		
		光源の点滅面積等	10㎡以下	40㎡以下（一面20㎡以下）ただし、信号機の設置された柱の下端から道路に沿って前後10mの区間に設置する場合は、道路から3m以上後退すること		
		その他	道路上に突き出していないこと	—		
広告幕	広告物の長さ	15m以下	/			
	広告物の幅	1.2m以下				
広告旗	表示面積等	2㎡以下	/			
	広告物の上端の高さ	3m以下				
	その他	道路上に突き出していないこと				
掛看板	表示面積	2㎡以下	/			

許可の手続き

屋外広告物の許可手続きは、次のとおりです。



屋外広告物の許可申請の手続きの前に、他法令に基づく許可等が必要な場合があります。

1. 他人の所有又は管理する土地や物件に出す場合
他人（法人を含む）の所有又は管理する物件（建物や電柱など）に出す場合
2. 他法令による手続きが必要な場合
屋外広告物の高さが4 mを超える場合
工作物の確認（建築基準法）⇒指定確認検査機関又は市役所の建築審査課
屋外広告物を道路上に出す（又は出る）場合
道路占用許可（道路法）⇒道路管理者（国・県・市）
道路使用許可（道路交通法）⇒所轄警察署（新座警察署）※設置工事の際など
その他にも、都市計画法などによる許可等が必要な場合があります。

許可手数料は……

許可申請をする場合は、広告物の種類や面積に応じて許可申請手数料を納めていただきます。

種 類	単位	金額	許可期間
広告塔	1㎡	350円	3年以内
広告板	1㎡	350円	3年以内
紙製又は布製の立看板	1個	170円	1ヶ月以内
前記以外の立看板	1個	350円	1ヶ月以内
掛看板	1個	700円	1年以内
広告幕（つり下げを含む）	1張	350円	3ヶ月以内
広告旗	1本	350円	1ヶ月以内
電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告	1個	350円	3年以内
標識利用広告	1個	170円	3年以内
アドバルーン	1個	1,750円	3ヶ月以内
アーチ利用広告	1基	3,500円	3年以内
はり紙	50枚	350円	1ヶ月以内
はり札	10枚	350円	1ヶ月以内
はり札（合成樹脂製・金属製のもの）	10枚	350円	3ヶ月以内
自動車利用広告	広告宣伝自動車	1台	3年以内
	その他の自動車	1台	

※ 広告塔、広告板で単位1㎡未満のものは1㎡として計算します。

※ はり紙で単位50枚未満のものは、50枚として計算します。

※ はり札で単位10枚未満のものは、10枚として計算します。

許可証票

許可を受けると許可証票（シール）が交付されますから、許可された屋外広告物に貼付してください。なお、はり紙など証票のなじみにくいものには許可の押印をします。



屋外広告物の設置を依頼する場合は……

埼玉県に「屋外広告物業の登録をした業者」へ依頼してください。

なお、登録済みの業者であるかどうかは、埼玉県田園都市づくり課、埼玉県ホームページでご確認ください。

その他の注意事項

◎ 安全性の確保義務

屋外広告物が強風等により倒壊や落下をして、通行する人などに被害を与える事故が発生しています。

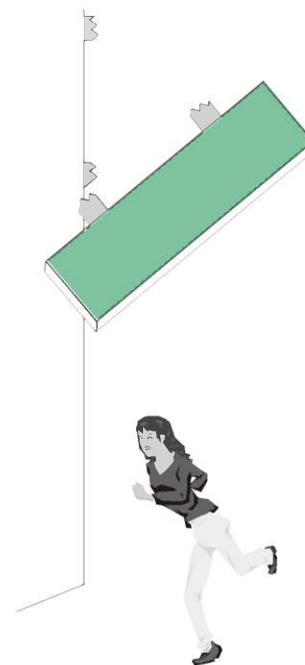
事故を未然に防ぐためにも、屋外広告物は十分信頼のおける品質で、強度的にも余裕のある材料を用いて製作してください。

また、架構部材や取付部分などに腐食や変形がないかなどを定期的に点検し、事故を防止するために万全の注意を払ってください。

◎ 管理者制度

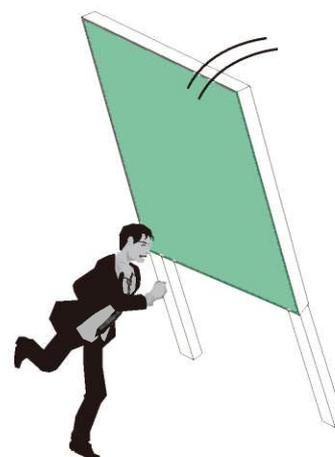
近年では、広告物の大型化や都市の過密化などに伴い広告物による事故の可能性が大きくなっています。

このような背景から、広告物の適正な管理と安全性の向上を図るため許可を受ける広告物は、専門知識を有する管理者にその広告物の管理をしていただくことが義務づけられています。



管理者とは…

- ① 埼玉県に屋外広告業の登録をした業者
- ② 都道府県、指定都市又は中核市の開催する屋外広告物講習会を修了した者
- ③ 屋外広告士
- ④ 職業能力開発促進法に基づく次に掲げる者
 - ア 広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許を受けた者
 - イ 広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者
 - ウ 広告美術仕上げに係る職業訓練を修了した者
- ⑤ 知事が、講習会の修了者と同等以上の知識を有するものと認定した者



◎ 除却義務

屋外広告物を表示する必要がなくなったときや許可期間が満了したとき、又は許可が取り消されたときには、5日以内にその屋外広告物を除却しなければなりません。

除却する屋外広告物が許可を受けたものであるときは、除却前後の写真を添えて市長に届け出なければなりません。（これを「除却届」といいます。）

簡易除却

はり紙、はり札、立看板、広告旗のうち次の要件を満たすものは、屋外広告物法により「簡易除却」することが認められています。

- 「簡易除却」除却する旨を所有者等に伝えることなく除却すること
- 簡易除却の要件

屋外広告物条例に明らかに違反しているもの
管理されずに放置されているもの（はり紙を除く）

※ 禁止物件に、はり紙、はり札、立看板、広告旗を表示することは屋外広告物条例に違反しています。

しかし、はり紙、はり札等の禁止物件に「営利を目的としない活動のもの」や「冠婚葬祭等の行事のためのもの」は一時的に出すことができるものもあります。

適用除外・・・12ページ参照

また、除却できるのは次の者です。

- ① 新座市長
- ② 新座市職員（市長が命じた者）
- ③ 市長が委任した者

◎ 罰則

屋外広告物条例に違反した場合は罰金刑に処される場合があります。

例示すると…

- 許可が必要な屋外広告物を無許可で出したとき
- 禁止地域や禁止物件に屋外広告物を出したとき
- 除却命令に従わなかったとき
- 登録をしないで屋外広告業を営んだとき
などです。

各種申請などに係る必要書類一覧

	様式の名称							
		案内図及び 周囲の状況 の図面	広告物の 仕様書 及び図面	現状の 写真	新座市 屋外広告物等 管理者点検 確認書	管理者の 資格証の 写し	所有者等 の借用承 諾書等	手数料
新たに申請する場合	新座市屋外広告物等 (新設・更新) 許可申請書 (正・副2通)	○	○	○	—	○	○	○
既に設置されている 広告板等に広告 物を表示すること となった場合					○			
許可期間を更新する場合								
広告物の規模を変更する 場合や表示内容を変更す る場合	新座市屋外広告物等 (変更・改造) 許可申請書 (正・副2通)							
設置者又は管理者を変更 した場合 (名称・住所等の変更も含む)	新座市屋外広告物等 設置者等 変更届出書	×	×	×	×	○ (管理者変更の場合)	×	—
広告物を除却した場合	新座市屋外広告物等 除却届出書	×	×	○ (除去前後)	×	×	×	—
広告物が滅失した場合	新座市屋外広告物等 滅失届出書	×	×	○	×	×	×	—

新座市まちづくり未来部 建築審査課

〒352-8623 新座市野火止1丁目1-1

電 話 048-477-4309

F A X 048-481-0500

H P <http://www.city.niiza.lg.jp>